

新旧対照表

令和2年8月改訂後

令和2年3月19日改訂版

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

④ 事業の目的

市は、十分な耐震性能を有しないことから除却（解体）を予定している旧金谷庁舎（旧金谷町役場庁舎）の跡地の有効利用について、新たな施設の整備から周辺の既存施設等を含めた一体的な管理運営に至るまでの一連の事業を公民が連携して実施することとして検討してきた。

本事業は、生活交流拠点施設（新たに設ける建物及び民間事業者の提案により改修して活用する金谷防災センター（生活交流拠点施設の供用開始時に名称変更の予定）の建物を指し、以下これらを「新施設等」と総称する。）の整備並びに新施設等及び周辺の既存施設の一体的な管理運営により、地域コミュニティの活性化と市の新たな拠点形成に資することを目的とし、コンセプトを次のように設定する。

⑥ 事業期間

本PFI事業の事業期間は次のとおりとする。

区分	期間
施設整備業務の期間	事業契約締結日（※）～令和5年9月30日
供用開始日	令和5年10月1日
運営等業務の期間	令和5年10月1日～令和20年9月30日

※ 令和3年9月を予定

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(2) 民間事業者の募集・選定スケジュール

民間事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。

日程	内容
令和2年1月10日	実施方針の公表
令和2年1月20日	実施方針等に関する説明会
令和2年3月19日	実施方針修正版の公表、要求水準書（案）の公表
令和2年4月10日	実施方針等に関する質問・意見の締切り
令和2年4月17日	実施方針等に関する質問・意見への回答
令和2年8月31日	実施方針修正版、要求水準書（案）修正版の公表 特定事業の選定・公表
令和2年11月中旬	募集要綱等の公表
令和2年11月下旬	募集要綱等に関する説明会
令和2年12月上旬	募集要綱等に関する質問・意見の締切り（参加資格関係）
令和2年12月中旬	募集要綱等に関する質問・意見の締切り（参加資格関係以外）

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

④ 事業の目的

市は、十分な耐震性能を有しないことから除却（解体）を予定している旧金谷庁舎（旧金谷町役場庁舎）の跡地の有効利用について、新たな施設の整備から周辺の既存施設等を含めた一体的な管理運営に至るまでの一連の事業を公民が連携して実施することとして検討してきた。

本事業は、新たに設ける生活交流拠点施設及び後述する本PFI事業においてPFI事業者の提案による改修を可とする金谷防災センター（生活交流拠点施設の供用開始時に名称変更の予定）の建物（以下これらを「新施設等」と総称する。）の整備並びに新施設等及び周辺の既存施設の一体的な管理運営により、地域コミュニティの活性化と市の新たな拠点形成に資することを目的とし、コンセプトを次のように設定する。

⑥ 事業期間

本PFI事業の事業期間は次のとおりとする。

区分	期間
施設整備業務の期間	事業契約締結日（※）～令和5年3月31日
供用開始日	令和5年4月1日
運営等業務の期間	令和5年4月1日～令和20年3月31日

※ 令和3年3月を予定

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(2) 民間事業者の募集・選定スケジュール

民間事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。

日程	内容
令和2年1月10日	実施方針の公表
令和2年1月20日	実施方針等に関する説明会
令和2年3月19日	実施方針修正版の公表、要求水準書（案）の公表
令和2年4月10日	実施方針等に関する質問・意見の締切り
令和2年4月17日	実施方針等に関する質問・意見への回答 ※必要に応じ、実施方針の修正案も公表
令和2年4月下旬	特定事業の選定・公表
令和2年6月下旬	募集要綱等の公表
令和2年7月上旬	募集要綱等に関する説明会
令和2年7月中旬	募集要綱等に関する質問・意見の締切り（参加資格関係）
令和2年7月下旬	募集要綱等に関する質問・意見の締切り（参加資格関係以外）

新旧対照表

令和2年8月改訂後

令和2年3月19日改訂版

令和2年12月中旬	募集要綱等に関する質問・意見への回答（参加資格関係）
令和2年12月下旬	参加表明書及び参加資格確認書類の受付
令和2年12月下旬	資格確認結果通知
令和3年1月中旬	募集要綱等に関する質問・意見への回答（参加資格関係以外）
令和3年2月～3月	対話の実施
令和3年5月中旬	提案書の受付
令和3年6月中旬	提案書の審査・面接審査（プレゼンテーション）
令和3年7月上旬	優先交渉権者決定・公表
令和3年8月	PFI事業者との仮契約の締結
令和3年9月	PFI事業者との本契約締結

令和2年7月下旬	募集要綱等に関する質問・意見への回答（参加資格関係）
令和2年8月上旬	参加表明書及び参加資格確認書類の受付
令和2年8月上旬	資格確認結果通知
令和2年8月中旬	募集要綱等に関する質問・意見への回答（参加資格関係以外）
令和2年8月～9月	対話の実施
令和2年11月下旬	提案書の受付
令和2年12月中旬	提案書の審査・面接審査（プレゼンテーション）
令和3年1月上旬	優先交渉権者決定・公表
令和3年2月	PFI事業者との仮契約の締結
令和3年3月	PFI事業者との本契約締結

(3) 募集手続等

② 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領で受け付け^た。

③ 実施方針等に関する質問・意見への回答

実施方針等に関して提出された質問・意見に対する回答は、質問・意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問・意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、令和2年4月17日（金）^に市ホームページにて公表^{した}。

8. その他特定事業の実施に関する事項

(1) 議会の議決

① 事業契約に係る債務負担行為の設定に関する議決

市は、地方自治法第214条の規定に基づき、本PFI事業の実施に必要と予測される対価に係る債務負担行為の設定に関する議案について、令和2年2月市議会定例会に提出し、議決を^{得ている}。

② 事業契約の締結に関する議決

市は、PFI法第12条に基づく事業契約の締結に関する議案について、令和3年^{9月}市議会定例会に提出する予定である。

③ 指定管理者の指定に関する議決

市は、PFI事業者を指定管理者として指定することに関する議案について、令和3年^{9月}市議会定例会に提出する予定である。

(3) 募集手続等

② 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領で受け付け^る。^{これ以外による質問・意見の提出は無効とする。}

③ 実施方針等に関する質問・意見への回答

実施方針等に関して提出された質問・意見に対する回答は、質問・意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問・意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、令和2年4月17日（金）^{までに}市ホームページにて公表^{するが、個別に回答を行わないものとする。}

8. その他特定事業の実施に関する事項

(1) 議会の議決

① 事業契約に係る債務負担行為の設定に関する議決

市は、地方自治法第214条の規定に基づき、本PFI事業の実施に必要と予測される対価に係る債務負担行為の設定に関する議案について、令和2年2月市議会定例会に提出し、議決を^{得る予定である}。

② 事業契約の締結に関する議決

市は、PFI法第12条に基づく事業契約の締結に関する議案について、令和3年^{2月}市議会定例会に提出する予定である。

③ 指定管理者の指定に関する議決

市は、PFI事業者を指定管理者として指定することに関する議案について、令和3年^{2月}市議会定例会に提出する予定である。